



平成18年 5月10日

各 位

上場会社名 積水樹脂株式会社  
代表者名 代表取締役社長 福井彌一郎  
(コード番号 4212 東証・大証第1部)  
問合せ先 総務部長 早川 直樹  
(TEL 06-6365-3204)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年 5月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年 6月29日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年 5月 1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

当社が設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

株式に係る株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。

単元未満株式について、その権利内容を明確にするため、変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

定時株主総会の議決権の基準日について定める現行定款第7条(基準日)を、変更案第14条(定時株主総会の基準日)に移設し、所要の変更を行うものであります。

株主総会参考書類等開示情報の増加に対応し、情報内容の充実をはかるため、会社法施行規則並びに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したとみなすことができるよう、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会における代理人による議決権の行使について、代理人の数を明確にするため、現行定款第12条(議決権の代理行使)を変更案第17条(議決権の代理行使)のとおり変更するものであります。

必要が生じた場合に機動的な取締役会決議が行えるよう、変更案第26条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第34条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。また、これに併せて、社外取締役につきましても期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第27条(社外取締役の責任限定契約)を新設するものであり、当該規定を設ける議案を本総会に提出することにつきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第36条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

その他、上記各変更に伴う条数の変更に加え、一部文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年 6月29日
定款変更の効力発生日	平成18年 6月29日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は積水樹脂株式会社と称する。 英文では、Sekisui Jushi Corporation と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むをもって目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>(本 店)</p> <p>第 3 条 当社は本店を大阪市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (第 1 項 現行どおり) 2. 英文では、Sekisui Jushi Corporation と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本 店)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>( 会 社 が 発 行 す る 株 式 の 総 数 )</p> <p>第 5 条 当 会 社 の 発 行 す る 株 式 の 総 数 は 128,380,000 株 と す る 。 <u>但 し 、 株 式 消 却 が 行 わ れ た 場 合 に は 、 こ れ に 相 当 す る 株 式 数 を 減 ず る 。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 自 己 株 式 の 取 得 )</p> <p>第 5 条 の 2 当 会 社 は 、 商 法 第 211 条 ノ 3 第 1 項 第 2 号 の 規 定 に よ り 、 <u>取 締 役 会 の 決 議 を も っ て 自 己 株 式 を 取 得 す る こ と が で き る 。</u></p> <p>( 1 単 元 の 株 式 の 数 及 び 単 元 未 満 株 券 の 不 発 行 )</p> <p>第 6 条 当 会 社 の 1 単 元 の 株 式 の 数 は 1,000 株 と す る 。 当 会 社 は 、 1 単 元 の 株 式 の 数 に 満 た な い 株 式 ( 以 下 「 単 元 未 満 株 式 」 と い う 。 ) に 係 る 株 券 を 発 行 し な い 。 但 し 、 株 式 取 扱 規 則 に 定 め る と ころ に つ い て は こ の 限 り で な い 。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>( 発 行 可 能 株 式 総 数 )</p> <p>第 6 条 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は <u>128,380,000</u> 株 と す る 。</p> <p>( 株 券 の 発 行 )</p> <p>第 7 条 <u>当 会 社 は 、 株 式 に 係 る 株 券 を 発 行 す る 。</u></p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>( 単 元 株 式 数 及 び 単 元 未 満 株 券 の 不 発 行 )</p> <p>第 8 条 当 会 社 の 単 元 株 式 数 は <u>1,000</u> 株 と す る 。</p> <p>2. 当 会 社 は 、 <u>第 7 条 の 規 定 に か か わ ら ず 、 単 元 未 満 株 式 に 係 る 株 券 を 発 行 し な い 。</u> 但 し 、 株 式 取 扱 規 則 に 定 め る と ころ に つ い て は こ の 限 り で な い 。</p> <p>( 単 元 未 満 株 式 に つ い て の 権 利 )</p> <p>第 9 条 <u>当 会 社 の 株 主 ( 実 質 株 主 を 含 む 。 以 下 同 じ 。 ) は 、 そ の 有 す る 単 元 未 満 株 式 に つ い て 、 次 に 掲 げ る 権 利 以 外 の 権 利 を 行 使 す る こ と が で き な い 。</u></p> <p>( 1 ) <u>会 社 法 第 189 条 第 2 項 各 号 に 掲 げ る 権 利</u></p> <p>( 2 ) <u>会 社 法 第 166 条 第 1 項 の 定 め に よ り 株 主 の 有 す る 取 得 請 求 権 付 株 式 の 取 得 を 当 会 社 に 対 し て 請 求 す る 権 利</u></p> <p>( 3 ) <u>株 主 の 有 す る 株 式 数 に 応 じ て 募 集 株 式 の 割 当 て 及 び 募 集 新 株 予 約 権 の 割 当 て を 受 け る 権 利</u></p> <p>( 4 ) <u>第 10 条 に 定 め る 請 求 を す る 権 利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p><u>第6条の2</u> 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(<u>基 準 日</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社は毎年3月31日最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された株主をもって、<u>その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>前項その他本定款に定める場合を除き、必要がある場合は、予め公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者とする。</u></p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。<u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式に関する取扱並びに手数料は、本定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(<u>単元未満株主の売渡請求</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(<u>削 除</u>)</p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱並びに手数料は、<u>法令又は本定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>( 招 集 )</p> <p><u>第 10 条</u> 定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 議 長 )</p> <p><u>第 11 条</u> 株主総会の議長は、取締役会長又は取締役社長がこれに任ずる。取締役会長及び取締役社長がいずれも事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに任ずる。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 議 決 権 の 代 理 行 使 )</p> <p><u>第 12 条</u> 株主は議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、その株主又は代理人は代理権を証する書面を提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>( 招 集 )</p> <p><u>第 13 条</u> ( 現 行 ど お り )</p> <p style="text-align: center;"><u>( 定 時 株 主 総 会 の 基 準 日 )</u></p> <p><u>第 14 条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>( 議 長 )</p> <p><u>第 15 条</u> ( 現 行 ど お り )</p> <p style="text-align: center;"><u>( 株 主 総 会 参 考 書 類 等 の イン タ ー ネ ッ ト 開 示 と み な し 提 供 )</u></p> <p><u>第 16 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>( 議 決 権 の 代 理 行 使 )</p> <p><u>第 17 条</u> 株主は議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。但し、その株主又は代理人は代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数で決する。</u></p> <p><u>商法第343条に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第14条</u> 当会社に取締役3名以上を置く。 取締役が任期中に退任したときは補欠選任を行う。但し、法定数を欠かない限り取締役会の決議により補欠選任を延期し、又これを行わないことができる。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第15条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第16条</u> 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。 <u>補欠又は増員により就任した取締役の任期は現任者と同時に満了する。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第17条</u> 当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(決議方法)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2.</u> <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第19条</u> (第1項 現行どおり) <u>2.</u> 取締役が任期中に退任したときは補欠選任を行う。但し、法定数を欠かない限り取締役会の決議により補欠選任を延期し、又これを行わないことができる。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第20条</u> (第1項 現行どおり) <u>2.</u> 取締役の選任には議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3.</u> <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 役付取締役及び取締役相談役 )</p> <p><u>第18条</u> 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。</p> <p>取締役会は、その決議により取締役相談役を定めることができる。</p> <p>( 取 締 役 会 )</p> <p><u>第19条</u> 取締役会は特に法令又は本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>( 取締役会の招集及び決議 )</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>( 役付取締役及び取締役相談役 )</p> <p><u>第 23 条</u></p> <p>( 第 1 項 現行どおり )</p> <p><u>2.</u> 取締役会は、その決議により取締役相談役を定めることができる。</p> <p>( 取 締 役 会 )</p> <p><u>第 24 条</u></p> <p>( 第 1 項 現行どおり )</p> <p><u>2.</u> 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>( 取締役会の招集及び決議 )</p> <p><u>第 25 条</u></p> <p>( 第 1 項 現行どおり )</p> <p><u>2.</u> 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p><u>3.</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>( 取締役会の決議の省略 )</p> <p><u>第 26 条</u> <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>( 社外取締役の責任限定契約 )</p> <p><u>第 27 条</u> <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>( 監査役の員数 )</p> <p>第21条 当会社に監査役 3 名以上を置く。 第14条第 2 項の規定は監査役に準用する。</p> <p>( 監査役の選任 )</p> <p>第 22 条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任には総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>( 監査役の任期 )</p> <p>第 23 条 監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決算期 に関する定時株主総会終結の時に満了する。  補欠として就任した監査役の任期は退任した 監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>( 常勤監査役 )</p> <p>第 24 条 監査役はその互選により常勤の監査役を定め る。</p> <p>( 監査役会規則 )</p> <p>第 25 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款で 定めるもののほか、監査役会において定める 監査役会規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>( 監査役の員数 )</p> <p>第 28 条 ( 第 1 項 現行どおり ) 2. 第 19 条第 2 項の規定は監査役に準用す る。</p> <p>( 監査役の選任 )</p> <p>第 29 条 ( 第 1 項 現行どおり ) 2. 監査役の選任には議決権を行使することが できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をも って行う。</p> <p>( 監査役の任期 )</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>( 常勤監査役 )</p> <p>第 31 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役 を選定する。</p> <p>( 監査役会規則 )</p> <p>第 32 条 ( 現行どおり )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 監査役会の招集及び決議 )</p> <p><u>第26条</u> 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会 日の3日前に発する。但し、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮することができる。 監査役会は監査役全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場 合を除き、監査役の過半数をもってこれを決 する。</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>( 監査役会の招集及び決議 )</p> <p><u>第 33条</u></p> <p>( 第 1項 現行どおり )</p> <p><u>2.</u> 監査役会は、<u>監査役全員の同意がある</u>と きは、<u>招集の手続を経ないで開催する</u>こ とができる。</p> <p><u>3.</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めあ る場合を除き、監査役の過半数をもって行 う。</p> <p>( 社外監査役の責任限定契約 )</p> <p><u>第 34条</u> <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第</u> <u>423条第 1項に定める監査役の責任につい</u> <u>て、会社法第425条第 1項各号に定める金</u> <u>額の合計額を限度とする契約を締結する</u> <u>ことができる。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>( 営業年度及び決算 )</p> <p><u>第27条</u> 当社の営業年度は毎年 4月 1日から翌年 3 月31日までとし、決算は<u>毎営業年度末</u>に行う。</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>( 事業年度 )</p> <p><u>第 35条</u> 当社の事業年度は、<u>毎年 4月 1日から翌</u> <u>年 3月31日までの 1年</u>とする。</p> <p>( 剰余金の配当等の決定機関 )</p> <p><u>第 36条</u> 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社</u> <u>法第459条第 1項各号に掲げる事項を定め</u> <u>ることができる。</u></p>
<p>( 利益配当金 )</p> <p><u>第28条</u> <u>利益配当金は毎年 3月31日最終の株主名簿に</u> <u>記載又は記録された株主もしくは登録質権者</u> <u>に支払う。</u></p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>( 剰余金の配当の基準日 )</p> <p><u>第 37条</u> 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 3月31</u> <u>日</u>とする。</p> <p><u>2.</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9月30</u> <u>日</u>とする。</p> <p><u>3.</u> <u>前 2項のほか、基準日を定めて剰余金の配</u> <u>当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第29条 <u>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第30条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払の配当金には利息をつけない。</p>